

新たな基準認証の在り方について

平成29年8月

経済産業省

産業技術環境局

新たな基準認証の在り方に関する検討の背景

検討の背景

- 日本の標準化は、日本工業規格（JIS）の活用により、製造業の生産性向上及び国民生活の改善に貢献してきた。その中で、標準化活動は、政府主導による、業界内の合意を前提とした活動として続いてきた。
- 一方、欧米では、民間取引に必要な認証として標準が活用されてきたが、80年代以降は欧州の市場統合やWTO/TBT協定に伴い、国際市場を獲得する手段として標準を活用するようになった。
- さらに近年では、サービス・マネジメント分野への標準化の対象の拡大に加え、第4次産業革命に伴い業種横断的な標準化が進んでいる。
- こうした背景を踏まえ、グローバル市場における我が国企業や産業の競争力強化の観点から、新たな基準認証の在り方について検討する。

検討のスケジュール

- 工業標準化法の関連事項を中心にとりまとめ、法改正を検討するとともに、新分野の標準化体制や各省連携など、今後に向けた論点については別途検討し、基本政策部会で継続審議していく。

産業構造審議会

日本工業標準調査会

産業技術環境分科会・基準認証小委員会

第1回（5月30日）

- ・主要検討事項に関する議論

第2回（6月15日）

- ・答申の方向性に関する議論

第3回（7月21日）

- ・答申案に関する議論、取りまとめ

合同会議

基本政策部会

第1回（7月21日）

産業技術環境分科会（8月9日）

- ・答申案取りまとめ

総会（7月24日）

- ・検討状況報告

- ・継続審議

・8月～ : パブリックコメントを経て、答申取りまとめ→工業標準化法の改正を検討中

I 国際標準化をめぐる環境の変化

II 日本における標準化の現状と課題

III 新たな基準認証の在り方の検討

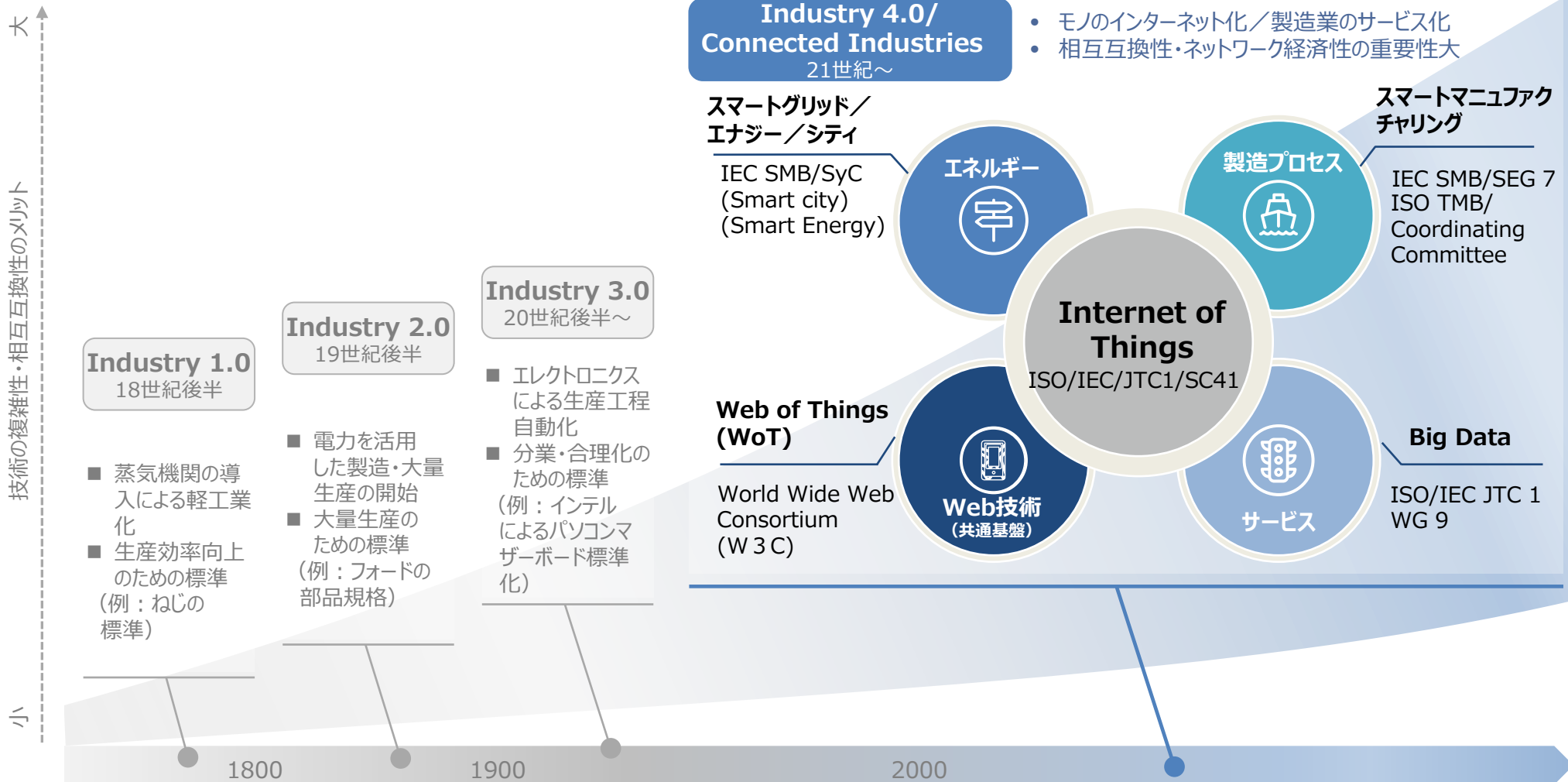
Appendix

参考資料

第4次産業革命時代の鍵を握る国際標準化

- 様々なつながりによる新たな付加価値を創出する“Connected Industries”を実現する上で、あらゆるモノやサービスをつなぐための国際標準化が極めて重要になっている。

技術・産業の変遷と標準化の重要性



国際市場における標準化の位置づけの変化

- 第4次産業革命など新しい分野では、研究開発・知財、標準化、規制、認証の相互作用の重要性を踏まえた方策をたてることが不可欠となっている。

従来

- 研究開発・知財、標準化、規制引用、認証が段階的に推移

研究開発・知財

標準化

規制引用・認証

現在

- 研究開発・知財、標準化、規制引用、認証体制の整備が同時に進行

研究開発の上で並行的に
標準化を考慮する必要性が増大

規制と足並みをそろえた
標準化の重要性が増大

認証ビジネスの視点から
標準化への関与が増大

研究開発・知財

標準化

文書化された「規格」

規制引用

規制の技術「基準」

認証

欧州では、規制の技術
基準を民間主導の標準
に委ねる傾向

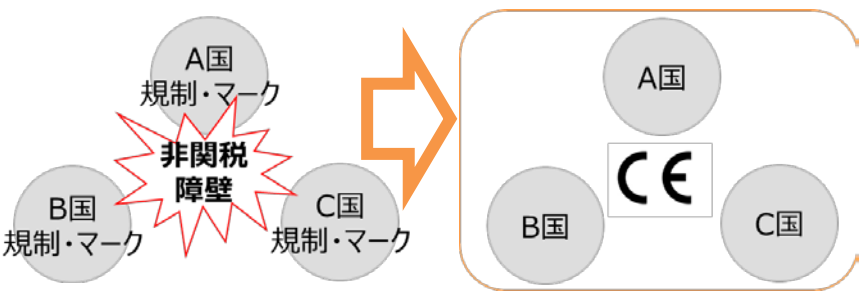
グローバルな認証機関の台頭

● 欧米では民間取引に第三者認証が活用され、欧州市場統合やWTO/TBT協定を契機としてグローバルな認証ビジネスが発展した。

認証ビジネス発展のきっかけ

1985: ニューアプローチ

○ 欧州整合規格の整備とCEマークの義務づけ

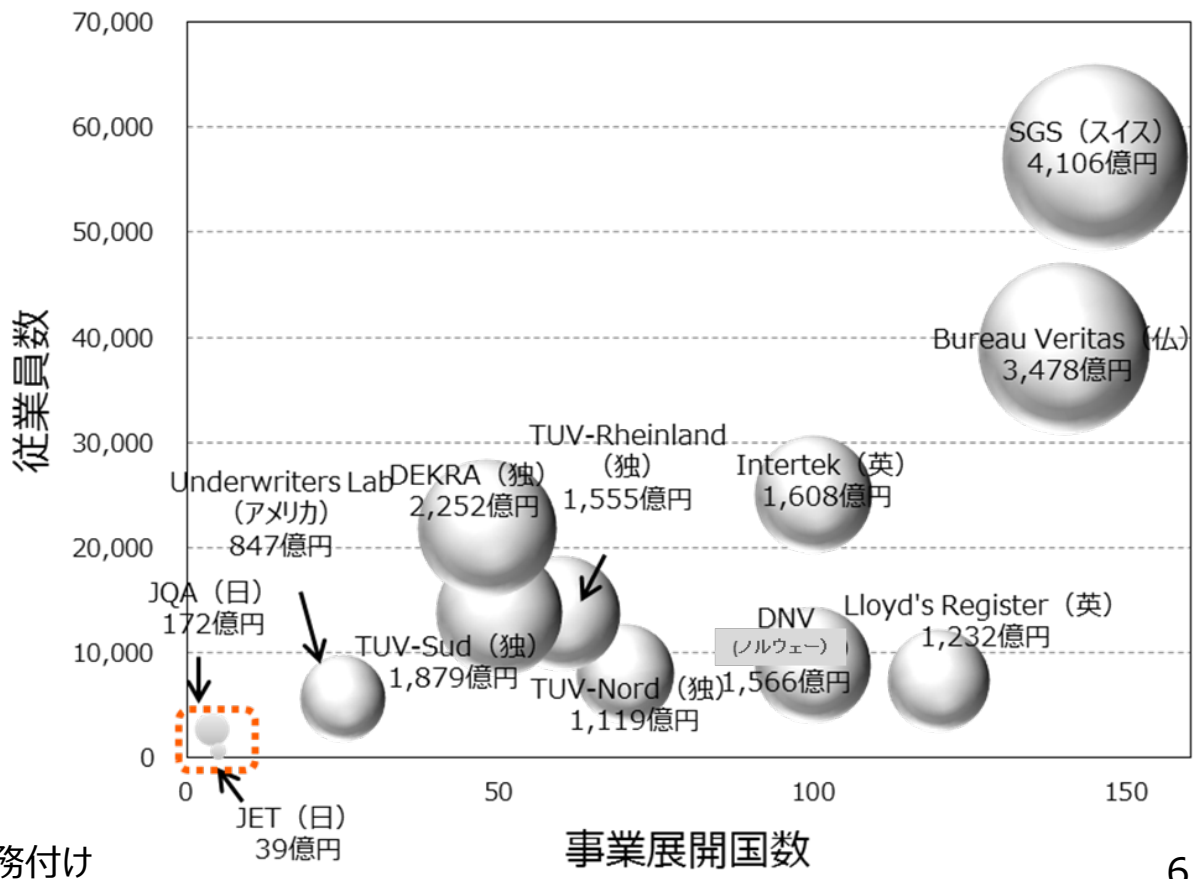


- 認証機関の認証が域内すべてに通用 (One Stop Certification)
- 認証機関同士の競争を促進

1995: WTO/TBT協定

○ TBT協定('95)、政府調達協定 ('96)
 強制規格や適合性評価手続の作成、政府調達の際、原則として国際規格(ISO/IEC等)を基礎とすることを義務付け

各国認証機関の規模



国際標準獲得プロセスの複線化

- 従来の各国提案によるプロセスに加え、欧州は地域標準化機関を活用し、米国は企業主体のコンソーシアムを活用するなど、国際標準プロセスは複線化。
- また標準は、各国で強制規格に引用されており、規制も含めたルール形成戦略が必要。

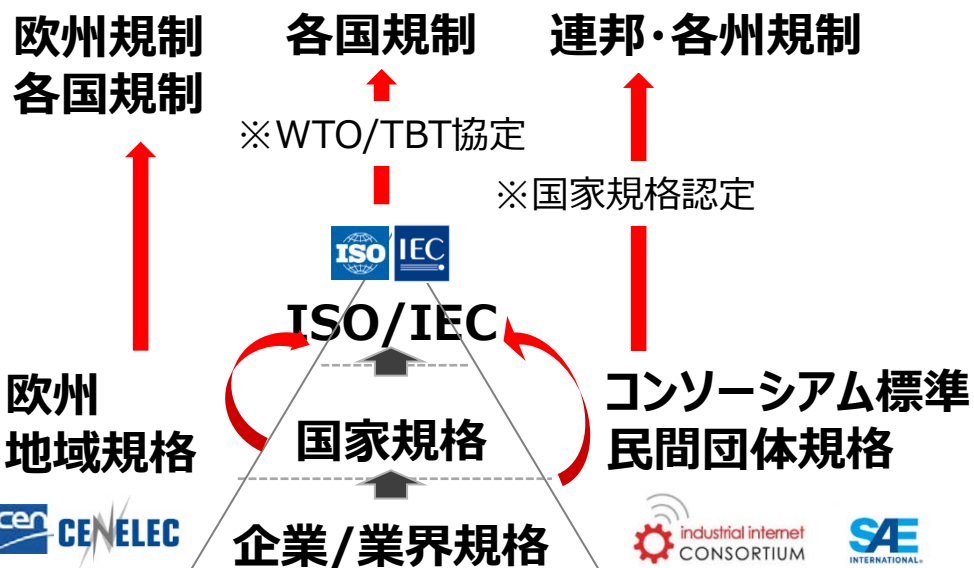
従来

ISO/IECの仕組み：
1国1票の投票制度



現在

欧州（ニューアプローチ）：
①規制は性能規定化し
地域規格を各国の規制に引用
②欧州地域規格をISO・IEC化
(1国1票では欧州提案が優位)



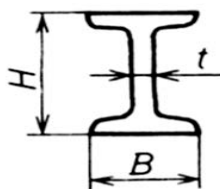
米国：
①政府機関による民間規格
利用を推進（国家技術移
転促進法）
②企業主体のコンソーシアム、
民間規格団体が国際的に
活動

国際標準化の対象分野の拡大

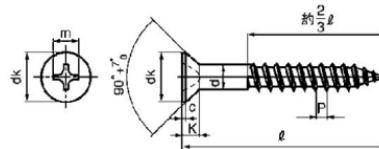
- 従来、標準は製品の性能や評価方法を対象としていたが、国際標準化の対象は、マネジメント分野やサービス分野、社会システム分野へと拡大。

従来

製品の性能や評価方法



H鋼



ねじ

現在

品質管理体制への要望

サービス貿易の拡大

モノのネットワーク化

マネジメント分野

- 品質管理 (ISO 9001)
- 環境保全 (ISO 14001)
- 情報セキュリティ (ISO 27001)
- 社会的責任 (ISO 26000)
- エネルギーマネジメント
- セキュリティマネジメント
- 持続可能な調達
- 贈収賄防止
- 組織のガバナンス

等

サービス分野

- 観光(ISO TC228)
 - 飲料水・下水(ISO TC224)
 - 公式教育外学習(ISO TC232)
 - 市場調査 (ISO TC225)
 - 金融 (ISO TC68)
 - 情報技術 (ISO/IEC JTC1)
 - 品質管理・品質保証 (ISO TC176)
- 等

社会システム分野



電気自動車充電システム



スマートシティ

I 標準化活動をめぐる環境の変化

II 日本における標準化の現状と課題

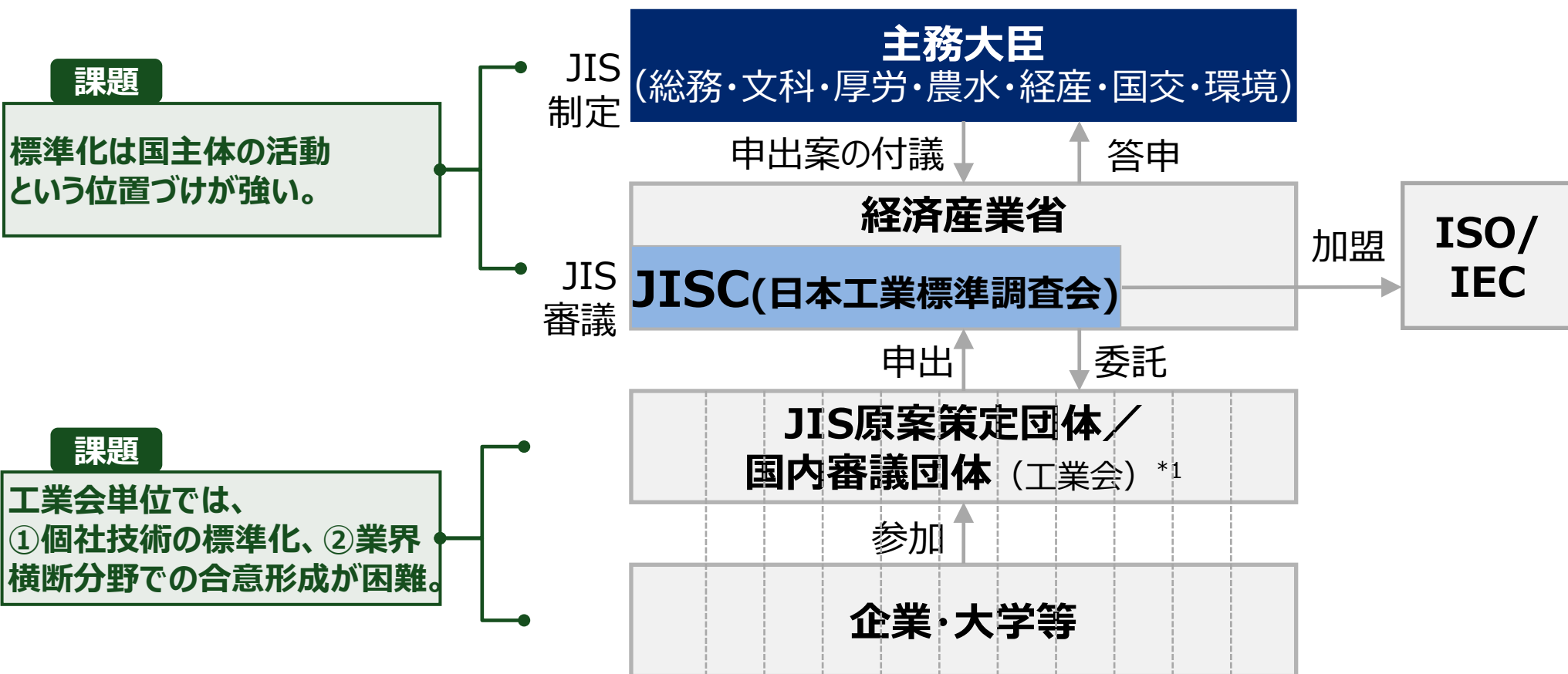
III 新たな基準認証の在り方の検討

Appendix

参考資料

日本の標準化の体制と課題

- JISは、工業会単位で原案作成を行い、経済産業省におかれた審議会である日本工業標準調査会（JISC）の審議を経て、主務大臣が制定する。
- また、JISCが国際標準化機構（ISO）/国際電気標準会議（IEC）に加盟している。

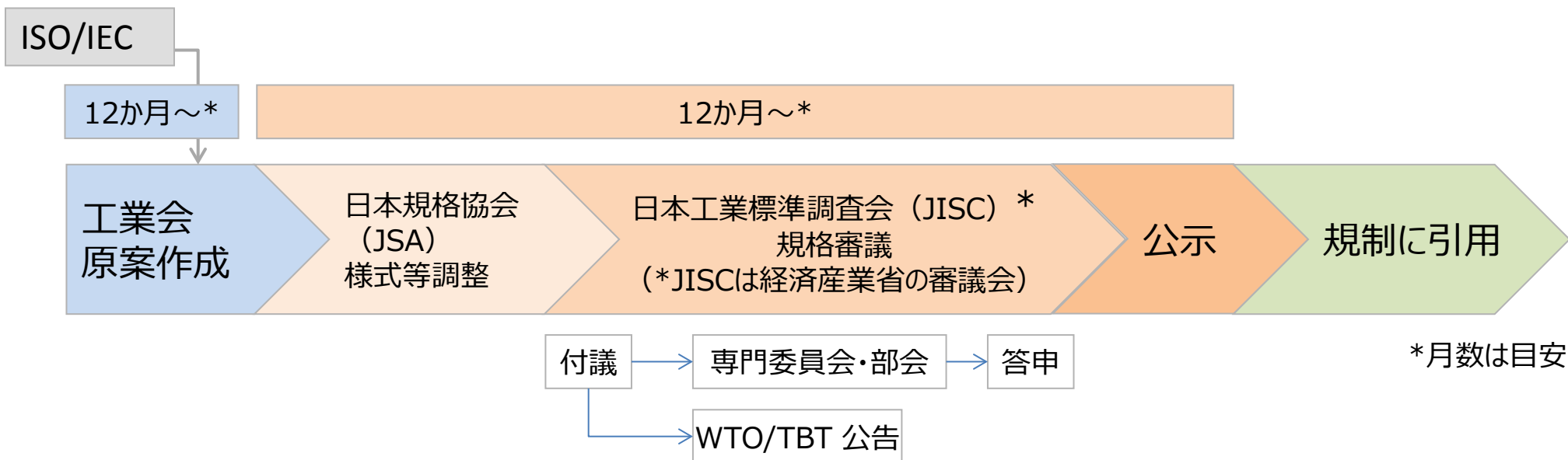


*1 主に工業会が中心。現在、JIS原案策定団体としては、工業会・学会等約300団体が存在。

ISO/IECへの対応としての国内審議団体は、ISO:約50団体、IEC:約35団体が存在。JIS及びISO/IECは、分野が同じであれば、両方を兼ねる場合が多い。

JIS制定・規制引用プロセスの現状と課題

- 国内の約200の規制が、JISを引用している。
- JIS制定・改定には、原案作成で約1年、JISC審議から制定(公示)でさらに1年程度を要している。



*月数は目安

<遅い例> (IEC規格化から5年2か月)
 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 (通則)
 IEC規格 (IEC60335-1) : 2010年5月
 JIS規格 (JIS C9335-1) : 2014年2月
 電安法技術基準の整合規格 (J60335-1 *) : 2015年7月

<速い例> (IEC規格化から1年)
 特殊用途ミニチュアヒューズリンク
 IEC60127-7 : 2015年9月
 JIS C 6575-7 : 2016年1月 (原案作成着手は2015年7月)
 電安法技術基準の整合規格 (J60335-1 *) : 2016年9月

課題

国際標準が制定されてからJIS化し、規制に引用するまでの期間が長く、新技術を国内導入できないことがある。

JISの対象範囲の現状と課題

● 近年の国際標準化の範囲は、鉱工業分野からマネジメント分野・サービス分野へと拡大しているが、現行JISの範囲は鉱工業品関係に留まっている。

国際標準の対象範囲 (ISO/IEC)

鉱工業分野

(19世紀後半～)

- ISO 1501 (ミニチュアスクルーねじ)
- ISO 1585 (路上走行車：エンジン試験規約)
- ISO 7173 (家具-いす及びスツール 強度及び耐久性)
- IEC 60086-1 (乾電池の寸法、試験方法等) 等

マネジメント分野

(1970年代後半～)

- ISO 9001 (品質マネジメントシステム)
- ISO 14001 (環境マネジメントシステム)
- ISO 26000 (組織の社会的責任)
- ISO 37001 (贈収賄防止マネジメントシステム) 等

サービス分野

(2000年代～)

- ISO/IEC 20000 (ITサービス)
- ISO 29990 (学習サービス)
- ISO 13009 (観光及び関連サービス) 等

ISO:約700件
 ISO:約70件
 ISO:約20,800件
 IEC:約7,000件

第4次産業革命に伴い業種横断的標準も増加

✓ (電気・電子分野はIEC)

✓

✓

課題

(一部のみ対応) 現行JISではサービス分野は対象外

日本の対応状況 (JIS)

✓

日本の試験・認証ビジネスの現状（イメージ）

- 日本の試験認証ビジネスは、マネジメント認証、完成品型試験・認証、R&D型試験に分類。
- 欧米では、認証機関がメーカーのパートナーとして試験・認証ビジネスを展開。日本では、認証機関は受け身で、研究開発、試験・認証はメーカー主導。民間の試験機関は認証ビジネスへ展開していない。

＜試験・認証ビジネスのイメージ＞

	R&D型試験		完成品型試験・認証		マネジメント認証
	内製 試験	外注 試験	試験・認証 (国内向け)	試験・認証 (海外向け)	
技術レベル	高	中	中	中	低
利益率	高	低	低	低	高/低
差別化レベル	高	低	低	低	低
マーケット規模	小	大	大	大	大

＜各機関の事業範囲のイメージ＞

外資系試験・認証機関	○	○	○	○
日系試験・認証機関		○		○
民間試験機関 (試験機器メーカー系)	○			
民間試験機関 (研究所系)	○			
メーカー内の試験所	○			

(注) R&D型試験：R&Dの際に必要な試験。規格ではなく、メーカー独自の試験方法が多い。完成品型試験：完成品に対する試験で主に規格に基づく。13

I 標準化活動をめぐる環境の変化

II 我が国の標準化活動の現状と課題

III 新たな基準認証の在り方の検討

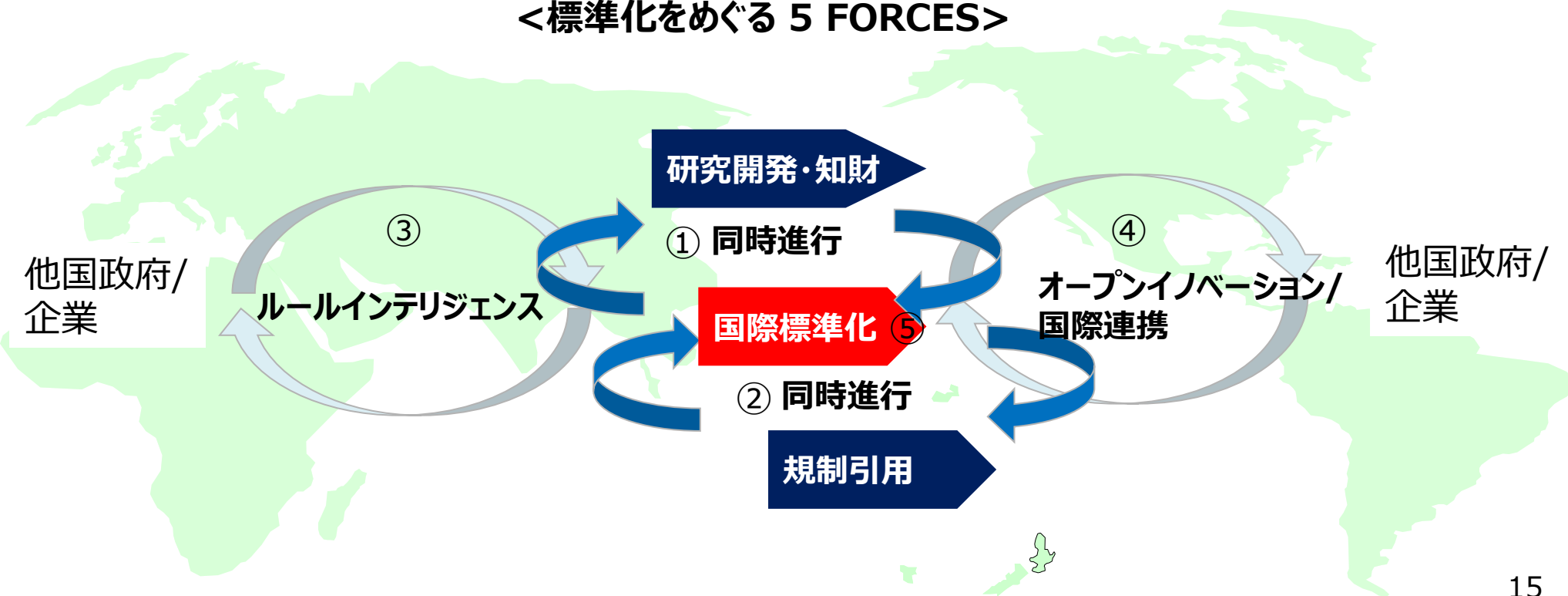
Appendix

参考資料

全体論：統合的な官民標準化戦略の実施

- 第4次産業革命時代における状況を踏まえた統合的な標準化戦略を官民で実施する。
 - ① 研究開発・知財戦略と並行して標準化を進める仕組みを構築する。
 - ② 国内規制と国際標準との連携を強化する。
 - ③ ルール・インテリジェンスを強化する。
 - ④ 企業間・政府間の国際連携を強化する。
 - ⑤ 国際連携を含めた戦略的な国際標準化体制を強化する。

<標準化をめぐる 5 FORCES>



体制論：標準化体制の具体策

- ルールインテリジェンスに基づく重点分野の戦略構築から、規制や認証における活用までを見据えた国際標準化体制の整備により、日本の産業の国際競争力を強化し、技術の社会実装を促す。

今後の国際標準化体制（案）

（★）は工業標準化法改正関連事項



○官民の体制強化

- ・基準認証戦略室（新設）が各国規制・標準情報を収集し産業界と共有
- ・産業界の、国際標準を見据えたコンソーシアム活動を支援
- ・企業におけるCSO設置を推進

○重点分野の特定

- ・政府全体で重点分野を特定し共有する体制を整備し、産業界と連携

○業種横断分野の体制強化

- ・産総研等、国立研究開発法人を活用し、業種横断分野の標準化に対応

○国際連携の推進

- ・日独協力（スマートものづくり）、日英協力（サービス分野）等

○産業界の標準化活動支援

- ・標準化支援の抜本強化
- ・標準化を担う民間機関、国研の強化
- ・標準化人材の育成

○JIS審議の迅速化（★）

- ・指定民間機関の審議が調査会審議を代替することによる迅速化

○諸外国への普及

- ・標準化機関との連携や技術支援を通じ、日本に有利な国際標準・JISを現地に普及（規制引用を含む。）

○国内規制・認証への紐付け

- ・国際整合性も担保した規制と標準の連携を推進
- ・認証機関の規格開発への参画を促進

○ソフトローとしての活用（★）

- ・シェアリングエコノミー等、サービス分野の標準化、各省連携の強化

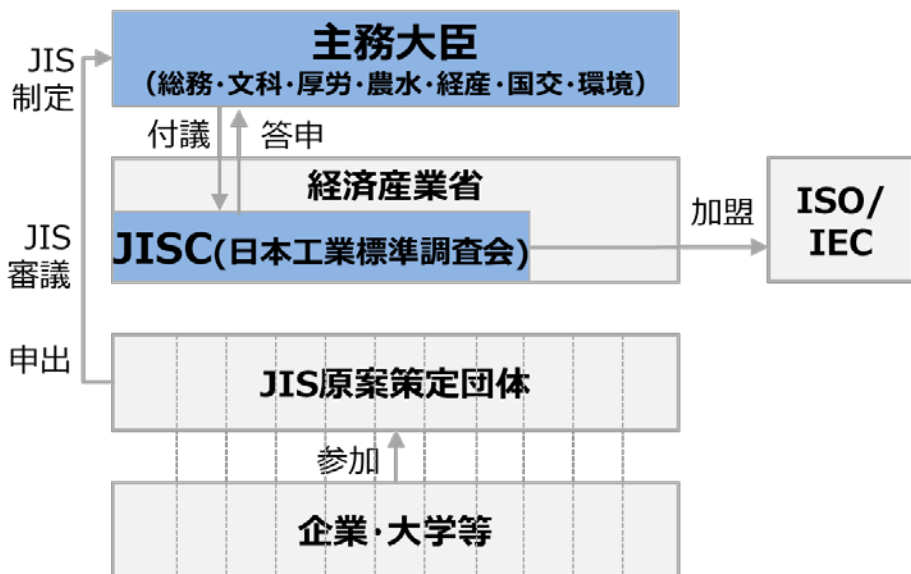
制度論：工業標準化法改正の方向性（検討中）

- 法律の対象をサービス分野に拡大し、また民間機関を活用しJIS制定を迅速化することにより、国民の標準化体制を強化することを検討中。

現行体制

工業標準化法（現行）

対象	鉱工業品関連
制定	日本工業標準調査会審議を経て主務大臣が制定

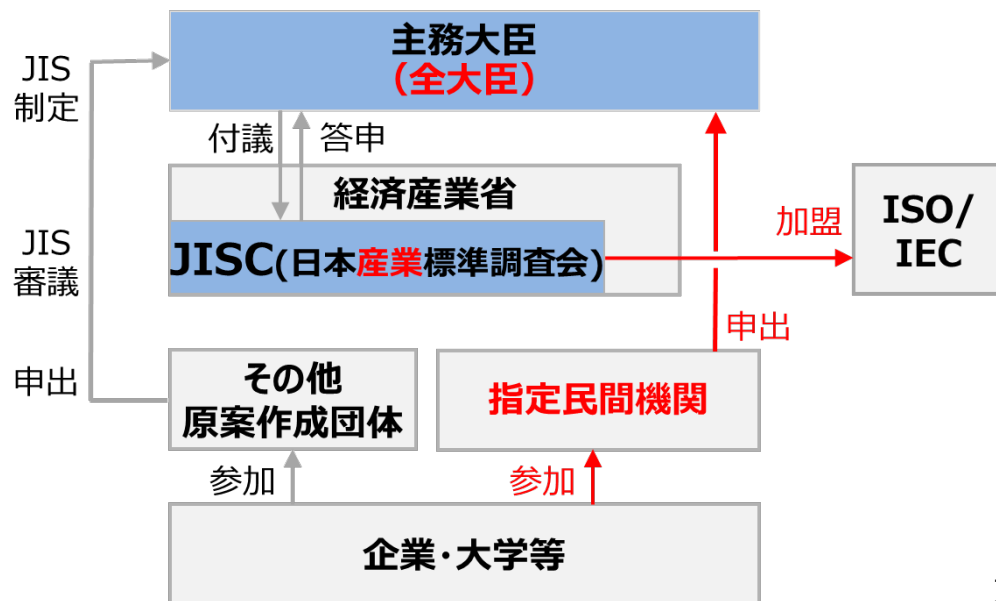


改正の方向性（検討中）

法制定(1949年)以来、JIS制定スキームの変更は初めて

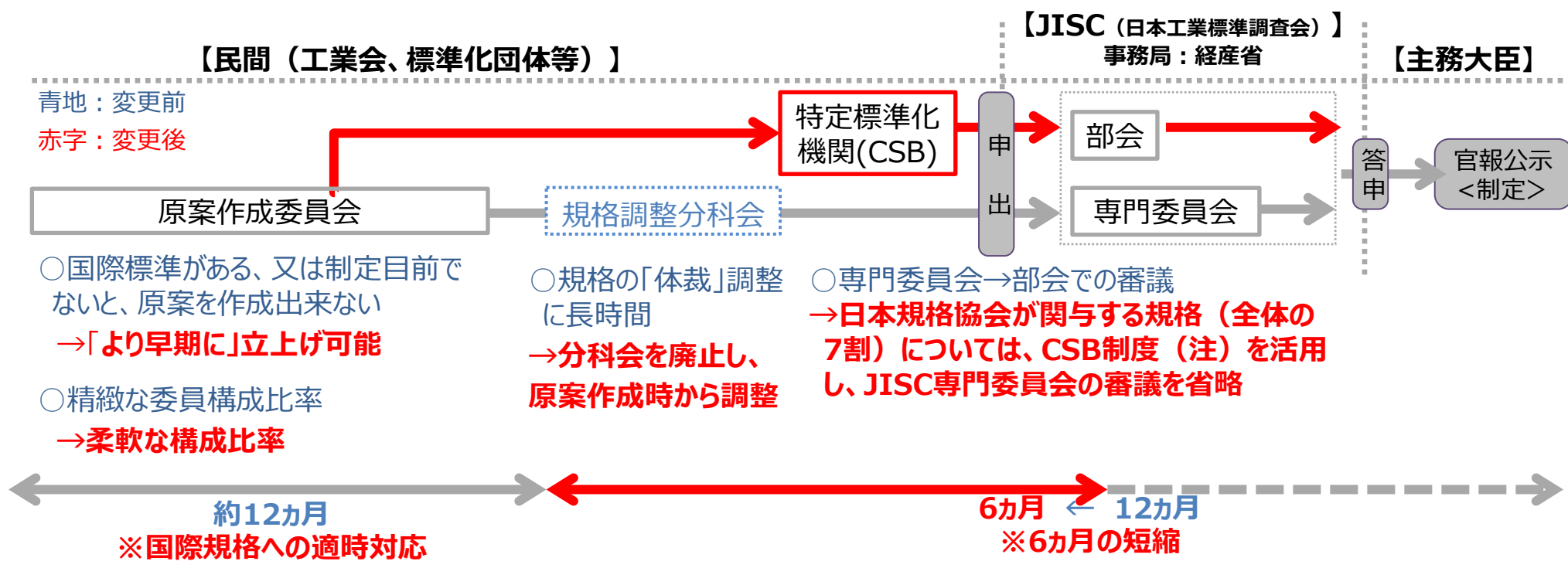
産業標準化法（案）

対象	サービス分野に拡大
制定	指定民間機関の審議が調査会審議を代替することにより、原案作成終了から公示までの迅速化（最速で3ヶ月に（従来1年））



参考：JIS制定プロセスの柔軟化・迅速化（現行制度下での運用改善）

- JIS制定・改正プロセスの柔軟化・迅速化のため、法改正にさきがけ、平成29年3月に、規格審議ガイドライン、特定標準化機関（CSB）制度実施要領を変更した。
- これにより、平成29年度に原案作成が終了する案件については、原案作成後から官報公示するまでにかかっていた期間を従来の12ヶ月から6ヶ月に短縮できる見込み。



（注）特定標準化機関（CSB）制度：平成15年に創設。すべての実質的な利害関係者の意向を適正に反映させるための公平かつ公開性を持ち、規格様式等も含めて適切なJIS原案を作成することができる体制を維持している団体として確認できた団体が申出した案件については、JISC分野別専門委員会での審議を省略し、部会による調査審議・議決を行うことができる。

標準化の対象範囲：サービス分野における標準化の可能性

- あらゆる産業がサービス化する流れを踏まえ、JISの対象範囲の拡大を検討する。

対象となり得るサービス分野の要件とサービス産業分野の例



新たな業態であり、 ソフトローが有効な分野

新たな業態であり、業法の規制を定めるよりも、基準を定める方が市場の活性化に貢献しうるサービス

例) シェアリングエコノミー関連サービス 等

情報の非対称性があり、標準化による価値表示が必要となる分野



口コミ等情報が集まりにくく、顧客が良し悪しを判断しにくいサービス

例) 介護、保育サービス
ブライダル、葬儀サービス 等

公益サービス提供のためのインフラ 構築が必要な分野

道路建設等、国家の最低限の基盤として必要なサービス



例) 国際・空港貨物サービス
気象情報、防災・減災サービス 等

日本独自のサービス品質が正しく 測れていない分野

提供品質は高いものの、国際競争力が発揮されておらず、海外展開にあたり正しく測定・評価されるために取り組むべきサービス

例) 観光・集客サービス（おもてなし）
小口保冷配送サービス 等



I 標準化活動をめぐる環境の変化

II 日本における標準化の現状と課題

III 新たな基準認証の在り方の検討

Appendix

参考資料

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 成長戦略の加速等

(1) Society5.0の実現を目指した取組

② 横断的課題

価値の源泉の創出に向けた共通基盤の強化に取り組む。(中略)

第二に、官民が保有するデータの徹底した利活用を図るべく、新しい社会インフラとなるデータ利活用基盤を構築する。「官民ラウンドテーブル」等を通じた公共データのオープン化、安心してデータ流通を促進させるための法制度整備等を進める。また、民間の国際標準化活動やルール形成への支援の拡充とともに、国際標準獲得に向けた司令塔（政府CSO※1）など官民連携の在り方について検討する。(略)

※1 CSOは、最高標準化責任者のことで、Chief Standardization Officerを略したもの。

(3) 投資の促進

① イノベーションの推進

「第5期科学技術基本計画」に基づき、官民を挙げて研究開発等を推進するとともに、基礎科学力・基盤技術の強化、企業・大学・国立研究開発法人等におけるオープンイノベーションの推進や機能強化を図る。(略) また、人工知能技術戦略の実現、海外の知見も活用した人材育成などのサイバーセキュリティ対策、知的財産戦略の推進※2、先端技術の国際標準化等に官民挙げて取り組む。

※2 「知的財産推進計画2017」(平成29年5月16日知的財産戦略本部決定)に基づく。

2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保

（2）新たに講ずべき具体的施策

（略）したがって、データやAIの徹底的な利活用による Society 5.0 時代の経済成長を実現するためには、データの利用に伴う利害関係を適切に調整する知財システムを構築する必要がある。また、中小・ベンチャー企業を含む多数の関係者による協働も念頭に、知的財産権としての権利化、営業秘密としての秘匿化、標準化戦略の一層の強化の他、データの取得や利活用に関する戦略も含め、複合的なオープン・クローズ戦略の浸透を図ることが重要である。こうした状況を踏まえ、知財・標準化戦略を「知的財産推進計画2017」（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）に基づき推進することが必要である。

i) 第4次産業革命(Society 5.0)に対応した知財・標準化戦略（標準化部分抜粋）

・国際標準を通じた市場優位性を確保するため、民間の国際標準化活動やルール形成への支援を拡充するとともに、国際標準獲得に向けた司令塔機能（政府 CSO（Chief Standardization Officer））を含め、官民における戦略的・有機的な標準化の連携の在り方について検討する。あわせて、官民連携の下、自動走行、スマート工場、IoT等の重要分野の国際標準における優位性を確保するとともに、国際標準と各省規制との連携強化、政府調達基準への国際標準の積極的活用、次期通常国会における工業標準化法の改正を目指した検討等を通じて、官民を挙げて国際標準化に戦略的に取り組む。

ii) 知財・標準化人材の育成

・「知財創造教育推進コンソーシアム」を起点とした教材開発や全国の学習支援体制の構築を促進する。また、「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」（平成29年1月31日標準化官民戦略会議標準化人材育成WG策定）等に基づき、産官学で標準化人材育成を強化する。

iii) 地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化

・「地域知財活性化行動計画」（平成28年9月26日特許庁公表）に基づく各種支援、新市場創造型標準化制度・標準化活用支援パートナーシップ制度の活用推進、地域拠点特許推進プログラムを含む出張面接審査等を通じて、中堅・中小企業における知財・標準化戦略の強化を促進する。

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進

(2) 今後取り組むべき施策

①企業・業界における標準化戦略の強化

《官民の標準化体制の強化》

（官民の標準化体制強化）

・官民が連携して日本の優れた技術やサービスを活かした国際標準化を一層促進するため、官民の協力・連携体制を含め、基準認証制度の在り方について検討する。（短期・中期）（経済産業省、関係府省）

（社会システム・先端分野の国際標準化）

・デジュール標準だけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、国際標準化を推進するため、官民の標準化体制を強化する。具体的には、国内のトップランナーに合わせて標準の策定を行う「新市場創造型標準化制度」の活用や、先端的な優れた技術を有している産業技術総合研究所などの国立研究開発法人を活用し、業種横断プロジェクトとして組成すべき案件の検討を行う。例えば、スマートマニュファクチャリング分野では、フォーラム／コンソーシアムにおける議論を把握しつつ、リファレンスモデルを構築し、適切なデータの形式等を検討した上で、データ形式等について、ドイツなど関係諸国とも連携しつつ、国際標準化に取り組んでいく。（短期・中期）（経済産業省）

（中堅・中小企業等の標準化の推進）

・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関等についての周知を引き続き進める。（短期・中期）（経済産業省）

・中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会（JSA）とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略及び知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。（短期・中期）（経済産業省）

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進

(2) 今後取り組むべき施策

① 企業・業界における標準化戦略の強化

《官民の標準化体制の強化》(続き)

・「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を支援する。(短期・中期) (経済産業省)

(中堅・中小企業等の海外認証取得支援)

・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

《産学官をあげた標準化人材育成の強化》

(標準化人材の育成強化)

・国際標準化のための国際会議において国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修を引き続き実施する。(短期・中期) (経済産業省)

・2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づいて、標準化専門家、経営層及び標準化を支える弁理士などの専門人材からなる標準化人材を産学官で育成する。具体的には、政府による経営層に対する普及活動の強化、各企業における最高標準化責任者(CSO)の設置を引き続き促すとともに、大学と産業界が連携した複数大学にまたがる各産業のルール形成戦略についての新たな講座の開設等を推進する。(短期・中期)

(経済産業省)

・一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、本年3月に創設された標準に関する資格制度「規格開発資格制度」の普及を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

・弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う。(短期・中期) (経済産業省)

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進

（2）今後取り組むべき施策

①企業・業界における標準化戦略の強化

《個別分野の標準化戦略》

（第4次産業革命時代を見据えた IoT サービス等に関する国際標準化戦略の推進）

- ・膨大な数の IoT 機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤の確立や実証等を推進するとともに、センサー等で集めた工場内のデータ等を共有・活用するスマート工場に関する先進システムの実証を 2020 年までに全国 50 か所を実施するなど、第4次産業革命時代を見据えた IoT サービス、スマート工場、自動走行システム、ロボットなどの分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進する。（短期・中期）（総務省、経済産業省）
- ・情報通信分野における最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための体制整備、定期的な標準化会合への継続的な対応や海外の IoT 関係団体との連携、若手国際標準化人材の育成等を実施するとともに、ICT 分野の研究開発と国際標準化を一体的に推進する。（短期・中期）（総務省）

国家規格（JIS）の活用法の明確化

- グローバルな競争力強化の観点から、国家規格であるJISの役割及び活用方法を改めて検討することが必要。

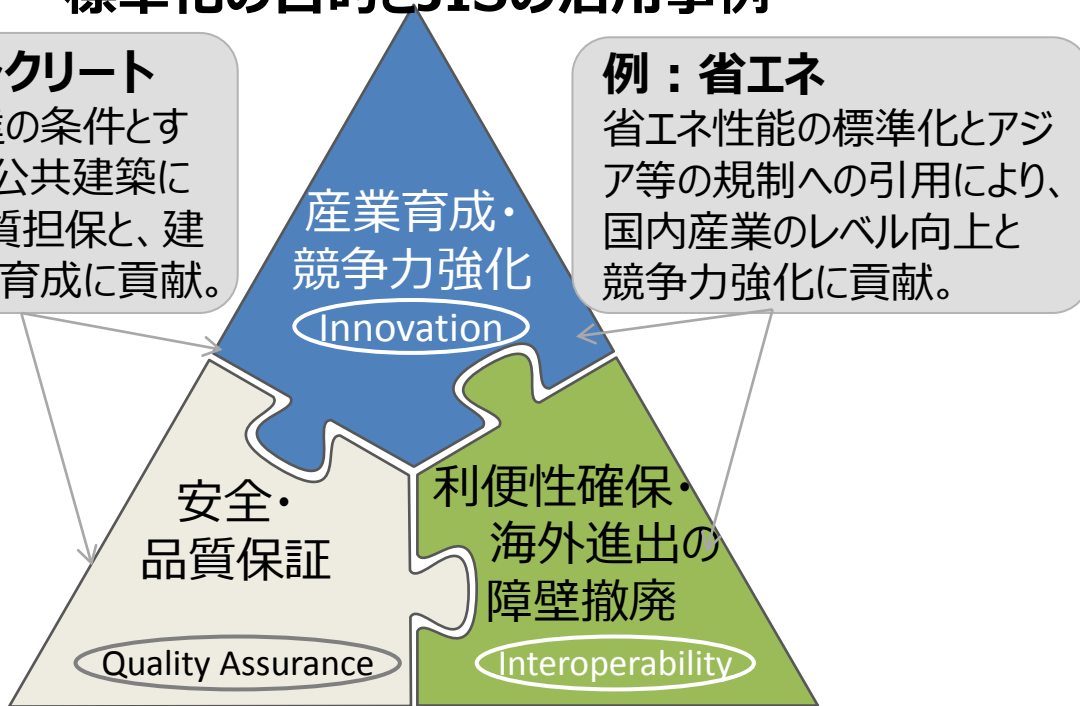
標準化の目的とJISの活用事例

例：コンクリート

公共調達条件とすることで、公共建築における品質担保と、建材産業の育成に貢献。

例：省エネ

省エネ性能の標準化とアジア等の規制への引用により、国内産業のレベル向上と競争力強化に貢献。



例：医療機器

薬機法に引用することで安全性を担保。また、ISO規格との整合によりグローバル企業の利便性を確保。

例：災害避難誘導標識

ソフトローとして全国で活用されることにより、災害時の安全確保に貢献。国際標準化（提案中）により訪日外国人の利便性も確保。

JISの活用方法

①内外の規制への引用

- ・規制の技術基準として引用することで、技術進歩を規制に迅速に反映
- ・日本に有利な標準を進出先国の規制に引用してもらうことで、競争力を強化

②公共調達の条件設定

- ・公共調達におけるJIS尊重規定により、JIS規格適合品の市場を拡大

③国際標準との整合性担保

- ・グローバル企業の、国内外でのシームレスなビジネス展開につながる

④国際標準化へのステップ

- ・JISを制定してからISO/IECに提案

⑤ソフトローとしての活用

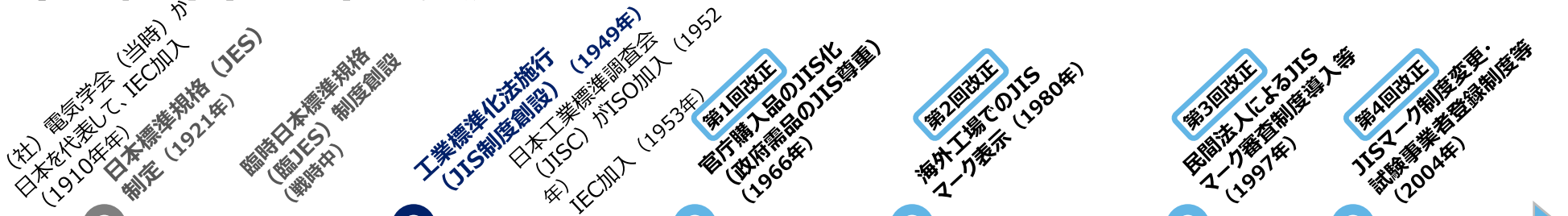
- ・規制がないが共通ルールが有効な分野について、国家規格として活用

日本の標準化政策の変遷

JIS法の歴史

日本における標準化

世界における標準化



1900～1920年代	1930～1940年前半	1940年後半～1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
産業・工業の基盤整備	戦時の大量生産・調達	乱立した規格の整理・粗悪品の排除	高度成長に伴う大量生産基盤の整備	高度経済成長による歪みの是正	貿易促進・国際社会との協調		企業の市場獲得・競争力強化	新分野での市場創出

(体制) 主務大臣が鉦工業品に関するJISを制定/工業標準調査会がISO・IECに加盟

- 植民地政策、産業・流通の合理化の必要性の高まり
- 大戦を通じ、標準化を国家の重要基盤として位置づけ(欧)
- 商品普及、生産性向上のための標準化推進(米)
- 国際電気標準会議(IEC)が創設(1906年)
- 戦時中の連合・国際協調のための規格統一の必要性
- 戦時中の工業力強化、物資不足解消・量的確保の必要性の高まり
- 粗悪品排除、消費者安全確保のための規格策定の必要性の高まり
- 国際標準化機構(ISO)の創設(1947年)
- 確実な経済成長のための積極的な国内工業標準策定推進の必要性
- 欧州標準化委員会(CEN)の創設(1961年)
- エネルギー多消費型から省エネ型、量的追求から質的変化に対応した規格策定の必要性
- マネジメント認証(ISO 9000等)の策定(英:1975年～)
- 貿易摩擦の解消・貿易活発化のための整合性担保の必要性
- 「ニューアプローチ指令」の導入による域内規格統一(欧:1985年～)
- IT分野の急発展に伴うプロパテント政策、研究開発段階からの規格策定による市場獲得の推進
- 「WTO/TBT協定」発効(1995年)
- 「WTO/政府調達協定」発効(1996年)
- サービス自由化、「サービス指令」制定(欧:2006年)
- サービス規格化が進行(ISO)
- 海外標準化機関、認証機関による標準普及の活発化
- フォーラム標準の拡大
- Industry 4.0に関連する社会システム分野など新たな技術革新分野、及び価値的・包括的分野における国際標準化の加速

社会システム分野
サービス分野
マネジメントシステム分野
鉦工業品分野

(体制) 民間機関が国家規格を制定/当該民間機関がISO・IECに加盟/域内規格も活用(欧州)

日本の標準化政策の変遷（2000年以降）

改定時期等・

第3回改正（1997年）

- 民間法人によるJISマーク審査制度導入（民間認証機関の活用）
- 民間による規格原案申請手続きの簡素化
- JNLA（試験所認定）制度の創設

第4回改正（2004年）

- JISマークの指定商品制度の廃止
- JISマークのデザイン変更
- 登録認証機関制度の創設

標準化活動の活性化に向けた主な施策

- 2000年代
- 日本工業標準調査会(JISC)改編
 - 「標準化戦略」の策定等（2001年）
 - JISに係る著作権取扱い方針の策定等（2002年）
 - 工業標準プロセス電子化
 - 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」発行（2005年）*1
 - 「国際標準化目標」公表（2006年）
 - 「国家標準化アクションプラン」策定（2007年）
 - 「新成長戦略(基本方針)」及び「産業構造ビジョン」発行（2009年）
 - 「知的財産推進計画」策定（2009年）（標準化ロードマップの実行等）
- 2010年代
- 「トップスタンダード制度」設置（2012年）（国際標準化活動支援策）
 - 「日本再興戦略」策定（2013年）*2（2013KPIの設定）（新市場創造、競争力強化のための官民連携策）
 - 「標準化官民戦略」策定（2014年）（新市場創造、競争力強化のための官民連携策）
 - 「新市場創造型標準化制度」設置（2014年）
 - 「パートナーシップ制度」設置（2015年）

標準化活動の位置づけ

産業育成・保護(イノベーション貢献)の為の標準化

貿易促進・国際社会との協調

企業の市場獲得・競争力強化

新分野での市場創出

環境変化

- 国際標準(ISO/IEC)及び欧米諸国でのサービス規格化の加速
- 海外標準化機関、認証機関による標準普及活動の活発化
- フォーラム標準の拡大

- Industry 4.0に関連する新たな技術革新分野、及び価値的・包括的分野における国際標準化の加速

社会システム分野

サービス分野

マネジメントシステム分野

鉱工業品分野

分野対象

*1 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」は、H19年に策定された「国際標準化アクションプラン」の前身であり、環境、医療、電気・電子など計26の分野での国際標準化活動へのコミットメントを提示している
 *2 「日本再興戦略」ではKPIとして、「2016KPI」(国際標準化機関の幹事国引受件数を2020年までに100件超へ引き上げ)、「2015KPI」(2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現)等を設定している